

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年1月17日

【会社名】 東急不動産ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokyu Fudosan Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大隈 郁仁

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03(6455)0834

【事務連絡者氏名】 執行役員 西村 和浩

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号(本社)

【電話番号】 03(6455)0834

【事務連絡者氏名】 執行役員 西村 和浩

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年11月29日
効力発生日	2019年12月7日
有効期限	2021年12月6日
発行登録番号	1 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 150,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 150,000百万円
(150,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	東急不動産ホールディングス株式会社第22回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（%）	年0.190%
利払日	毎年1月23日及び7月23日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2020年7月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月23日及び7月23日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（注）10．記載のとおり。</p>
償還期限	2025年1月23日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2025年1月23日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）10．記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年1月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年1月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が既に国内で発行した、若しくは今後国内で発行する他の無担保社債（ただし、当社が2014年3月20日付吸収分割により東急不動産株式会社から承継した無担保社債を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保を提供する場合（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に、期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からA（シングルA）の信用格付を2020年1月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

(1) 本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い、本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されない。

3. 社債管理者

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、2020年1月17日付東急不動産ホールディングス株式会社第22回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）財務代理契約に基づき、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）に本社債に係る事務の取扱を委託する。

(2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3) 財務代理人を変更する場合には本（注）6. に定める方法により社債権者に公告する。

(4) 別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失し、本（注）6. に定める方法によりその旨公告を行う。

(1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内にその履行をしないとき。

(3) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
6. 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いて、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。
7. 社債要項の変更
(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
8. 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
10. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	5,000	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	48	9,952

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,952百万円は、渋谷ソラストの建設資金およびリエネ松前風力発電所の開発資金にかかるリファイナンス資金として、全額を2020年2月末までに償還予定のコマーシャル・ペーパーの償還資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の充当期間までは、現金又は現金同等物にて管理します。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）に即したグリーンボンドフレームワーク（以下「グリーンボンドフレームワーク」という。）を策定しました。

グリーンボンドに対する第三者評価として、サステナリティクスよりセカンドパーティ・オピニオン及び「JCRより「JCRグリーンボンド評価」（注3）の最上位評価である「Green1」の評価を取得しております。

なお、本社債の発行に当たって第三者評価を取得することに関し、環境省の「2019年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」（注4）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるサステナリティクス・ジャパン及びJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

(注1) 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2) 「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドラインです。

(注3) 「JCRグリーンボンド評価」とは、ICMAが作成したグリーンボンド原則及び環境省が策定したグリーンボンドガイドライン2017年版を受けたグリーンボンドに対するJCRによる第三者評価です。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の使途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定されます。

(注4) 「2019年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。

(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

- 主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
- ・調達資金額の半分以上または事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
- ・低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
- ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

グリーンボンドフレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たす適格プロジェクトに関連する既存及び/又は新規の資金拠出に充当されます。

[適格クライテリア]

プロジェクトカテゴリー：グリーンビルディング

グリーンボンドによる調達資金は、以下の適格クライテリアのいずれかを満たす新規又は既存の資産にかかる支出（土地取得費、企画開発費、建設費、改修費用等）又は投資に充当します。

適格クライテリア

- (1) 以下のいずれかの認証を当該グリーンボンドの払込日から過去36か月以内に取得又は更新した物件
- (2) 以下のいずれかの第三者認証を将来取得又は更新予定の物件
- (3) 以下のいずれかの認証が有効期間内である物件のうち、当該グリーンボンドの払込日から過去36か月以内に竣工された物件

認証	評価	認証の有効期間
CASBEE-建築（新築、既存、改修） 又は CASBEE-不動産	Sランク 又は Aランク	認証取得後5年間
LEED-BD+C（Building Design and Construction） 又は LEED-O+M（Building Operations and Maintenance）	Platinum 又は Gold	LEED-BD+C：無期限 LEED-O+M：認証取得後5年間
BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）	5つ星 又は 4つ星	無期限
DBJ Green Building	5つ星 又は 4つ星	認証取得後3年間

なお、当社は、所有資産の保全及び改修を通じた環境性能の維持及び向上を行い、グリーンビル認証取得後も継続的にかかる認証を更新し続ける方針です。

プロジェクトカテゴリー：再生可能エネルギー

グリーンボンドによる調達資金は、クリーンなエネルギーをつくり出すとともに、発電所の開発や運営を通じて、地域の雇用創出や経済活性化にも貢献する再生可能エネルギー事業への新規又は既存の投資資金として充当します。

具体的には、当社又は当社グループ会社が、当社の資金で投資・出資をする太陽光発電及び風力発電による脱・炭素化に資する発電事業（ ）に係る設備購入、設計、土地造成に必要な費用となります。

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」にて定められ、永続的にエネルギーとして利用できる再生可能エネルギーによる発電事業

適格クライテリア

- (1) 日本国内で取り組むものであること
- (2) 対象設備、案件において設備認定（経済産業省）、許認可を得たものであり、環境アセスメント（適用されるものに限り）が適正に終了していること
- (3) 潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響を配慮していること。具体的には後述のリスク緩和策を行っていること
- (4) 関連グリーンボンドの発行日から遡って36ヶ月以内に運転開始（事業を開始）されたものであること、または関連グリーンボンドの発行日以後に運転開始（事業を開始）が予定されたものであること

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

プロジェクト選定プロセス

当社グループは、気候変動が事業活動に大きな影響を与える重要な環境課題であると認識しています。

気候変動は、事業活動に直接的に影響を与えるだけでなく、事業に必要な物資の調達が困難になるなど間接的な影響を受ける可能性があります。気候変動がもたらす課題を認識し、当社グループでは事業拠点及び保有するオフィスビル、商業施設、リゾート施設などにおけるエネルギーの効率的な利用と再生可能エネルギー事業を推進し、事業活動が与える気候変動への影響を減らすことに取り組んでいます。

かかる取り組みに貢献するプロジェクトを選定するために適格クライテリアを定め、投資適格基準を充足したプロジェクトにグリーンボンドで調達した資金を充当します。

プロジェクトは、当社の財務部門の担当者及びサステナビリティ推進部門の担当者によって選定され、財務部門及びサステナビリティ推進部門の担当役員が承認した上で最終決定いたします。

環境リスク及び社会的リスク低減のための取組み

(1) 法令等の遵守

当社グループは、コンプライアンス活動の一環として、すべての役員・社員に以下に挙げた、環境影響評価及び建築物計画書制度等の環境関連法令を含め、すべての法規制を遵守するように徹底し、定期的にコンプライアンスチェックを実施しています。

環境アセスメント（適応されるものに限る）

対象となるプロジェクトに関しては、大規模な開発事業の実施に伴う、ネガティブな環境影響の可能性を低減するための調査、その影響の予測及び評価を義務付けている各都道府県の環境影響評価条例等に従った環境影響評価を実施しています。

建築物環境計画書制度等

対象となるプロジェクトは、各自治体が定める建築物環境計画書制度等を遵守しております。

例えば、東京都においては、東京都環境局が定める建築物環境計画書制度により、延床面積5,000㎡を超える新築・増築を行う建築物においては建築物環境計画書提出が、延床面積10,000㎡を超える新築・増築を行う建築物においては同計画書の提出に加えて、省エネルギー性能基準、省エネルギー性能目標値（特定開発事業のみ）及び省エネルギー性能評価書の提出も義務付けられています。当該規模を超える建築物の新築・増設を実施するにあたっては、環境配慮の設計内容を建築物環境計画書に記載し提出して、東京都より内容確認を受ける必要があり、計画書はエネルギー使用合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和といった環境配慮項目で評価がなされます。

太陽光発電・風力発電

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正法」に基づいて策定された、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」又は「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」及び再生可能エネルギー固定価格買取制度を踏まえ、取り組んでおります。

(2) 推進体制

当社は、持続可能な社会・環境の実現を図るべく、「サステナビリティ委員会」を設置し、環境マネジメント体制を構築しています。

(3) マテリアリティの特定

中期経営計画の策定にあたり、当社グループにとって長期的に重要な社会課題を抽出し、役員及び「環境」「生活・ライフスタイル」「ESG投資」等に知見を持つ社外有識者の意見も踏まえ、マテリアリティを特定しました。サステナブルな社会と当社グループの価値向上を実現するため、事業を通じて社会課題の解決をめざしています。また、ESGマネジメントとして「働き方改革」、「ソーシャルニーズ」、「環境」、「コーポレートガバナンス」に関する2020年度KPI目標を設定し実現に向けて取り組んでいます。

3. 調達資金の管理

調達資金の充当及び管理は、当社財務部門が実施します。当社財務部門は、適格クライテリアに合致するプロジェクトの予算と実際の支出を半期毎に追跡管理する内部管理システムを用意しています。なお、調達された資金は発行から18ヶ月を経過するより前に支出予定です。

調達資金の全額が適格クライテリアに合致するプロジェクトに充当されるまでの間は、適格プロジェクトに充当された金額及び未充当の金額等を当社ウェブサイト上にて、年次で開示予定です。また、調達資金の全額充当後においても充当状況に重要な変化がある場合には、必要に応じて同様の方法で開示を行う予定です。

また、調達資金が充当されるまでの間は、調達資金は現金又は現金同等物にて管理する旨をグリーンボンド発行時に発行登録追補書類等の法定書類で開示予定です。

4. レポーティング

当社は、適格事業への資金充当状況、調達資金の管理状況及び環境改善効果を年次で、当社ウェブサイトにて開示予定です。なお、最初のレポーティングについては、グリーンボンド発行から1年以内に実施予定です。

1 資金充当状況レポーティング

当社は、適格クライテリアに適合するプロジェクトに調達資金が全額充当されるまで、資金の充当状況を年次で、大幅な変更がある場合は必要に応じて、ウェブサイト上に公表します。

開示内容は、プロジェクトカテゴリー毎の資金充当額、未充当額及び調達資金毎の充当額全額のうち既存の支出として充当された金額です。

2 インパクト・レポーティング

当社は、グリーンボンドの償還までの間、当該グリーンボンドが全額償還されるまで、グリーンボンドにより調達した資金を充当したプロジェクトにかかる以下の環境改善効果を示す指標を開示する予定です。

プロジェクトカテゴリー：グリーンビルディング

指標	単位
グリーンボンド調達資金が充当された物件もしくはプロジェクト名	-
充当されたプロジェクトが取得した認証種類と認証レベル	-
エネルギー使用量	(GJ)
CO ² 削減量	(t-CO ²)
延床面積あたりのCO ² 削減量	(kg-CO ² /m ²)
水使用量	(m ³)

プロジェクトカテゴリー：再生可能エネルギー

指標	指標
グリーンボンド調達資金が充当されたプロジェクト名	-
発電量	(kwh)
CO ² 削減量	(t-CO ²)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

- ・表紙に本社債の別称「東急不動産ホールディングスグリーンボンド」を記載します。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月12日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年1月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の第6期有価証券報告書の訂正報告書）を2019年7月12日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年1月17日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

東急不動産ホールディングス株式会社 本社

（東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし